

04 総務省 構造改革特区第25次 検討要請

管理コード	040010	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	自動火災報知設備設置要件の緩和	都道府県	滋賀県	
		提案事項管理番号	1008010	
提案主体名	彦根市			

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容
<p>現行法で文化財建造物に課せられている自動火災報知設備設置について、一定の要件を満たしている場合には、住宅用火災報知機等の簡易なもので代用可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>文化財建造物に課せられている自動火災報知設備（以下「自火報」という。）設置の義務を緩和することにより、所有者負担の軽減を図る。具体的には、小規模な住宅（延床面積 130 m²以下）の用途で使用されている市指定文化財建造物において、文化財指定前と同様に住宅用火災報知機を全室に設置、消火器の適正な配置、文化財担当職員による文化財パトロール（年 2 回）の実施により、機器等の維持管理確認および防火指導に併せ啓発の実施を行う。このことにより、従来の自火報設置による維持管理や消防署への定期報告について、建造物所有者の経済的な負担や維持管理の軽減を図る。</p> <p>提案理由：民家を文化財指定すると、消防法第 17 条および同法施行令別表第 1 第 17 項で文化財建造物は、建造物の用途および面積の大小に係わらず防火対象物として位置付けられ、同法施行令第 21 条の自火報の設置を義務付けられる。このため、小規模な住宅の用途で使用されている建造物であっても文化財指定後には当該法令が適用されるため、この義務が文化財所有者の負担となっている。また、文化財所有者の高齢化により、自火報の設置やその後の維持管理を実施することが困難となっている。よって、文化財指定後も引き続き住宅の用途で使用される場合、一定の条件の下で自火報設置の義務を緩和し、所有者負担の軽減を図る。</p> <p>代替措置：市指定文化財で小規模な住宅の用途に限定され、かつ通常使用しない部屋も限られることから、自火報でなくても簡易な方法を講ずることは可能である。たとえば、住宅用火災報知機を全室に設置の適正配置を講ずることにより、自火報と同等に火災発生時の早期発見が図れると考える。</p>

04 総務省 構造改革特区第25次 検討要請

管理コード	040020	プロジェクト名	新燃料DME・自動車普及モデル事業	
要望事項 (事項名)	給油取扱所へのDMEスタンド併設 基準の創設	都道府県	新潟県	
		提案事項管理番号	1013040	
提案主体名	一般社団法人日本DME協会、 新潟県			

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容
<p>消防法「危険物の規制に関する規則」(省令)の中に給油取扱所へのDMEスタンド併設基準を創設する。</p> <p>これにより、ガソリン/軽油スタンド(給油取扱所)へのDMEスタンドの併設が可能となるので、DMEスタンド網の構築、及び次世代クリーンディーゼルDME自動車の普及が可能となる。</p> <p>この措置により、既に認可されている規制の特例措置1108「保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業」の実施・活用が可能となる。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>○必要性根拠</p> <p>DME自動車の導入・普及に必要となるDMEスタンド網の構築において、DME自動車導入当初においては自動車台数が限定的であり、DME単独のスタンドは経営的に成り立たないため設置は困難である。従って既設の給油取扱所(ガソリン/軽油スタンド、トラックステーション等)への併設が必要となる。しかし、現行の消防法令において、給油取扱所へのDMEスタンドの併設は認められていない。そこで、一般高圧ガス保安規則において、保安距離等の規定を緩和するDMEスタンド技術基準を創設し(別途経済産業省に提案中)、危険物の規制に関する規則において、当該DMEスタンドを給油取扱所に併設可能とする基準の創設が必要である。</p> <p>なお、DMEと同様に高圧ガスである圧縮天然ガス及び液化石油ガススタンドの給油取扱所への併設は次の法令の基、既に認められている。(危険物の規制に関する政令第17条第3項、同条同項第4号、危険物の規制に関する規則(省令)第27条の2第1項、第27条の3及び第27条の4)</p> <p>したがって、DMEスタンド併設については、省令第27条の2第1項に「液化ジメチルエーテル(DME)」を加えて頂くと共に、省令第27条の3及び第27条の4にDMEスタンド併設に関する技術基準を加えていただきたい。</p> <p>○左記既認可の規制の措置による事業は、本件措置が行われなければ活用が難しい。</p>

04 総務省 構造改革特区第25次 検討要請

管理コード	040030	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	地方自治法施行令で定める一般競争入札に際しての要件の追加	都道府県	長野県	
		提案事項管理番号	1015090	
提案主体名	長野県			

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>地方公共団体が一般競争入札により契約を締結しようとする場合に、県民の安全・安心な暮らしを支える事業者の育成や技術の継承に資すること等に関する要件の追加を可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【現状】</p> <p>地方自治法施行令においては、地方公共団体が一般競争入札により契約を締結しようとする場合に設定することができる要件を、基本的に以下の3点に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①当該入札に参加する者の事業所の所在地 ②その者の当該契約に係る工事等についての経験 ③技術的適正の有無等に関する必要な資格 <p>【実施内容】</p> <p>地方公共団体が行う一般競争入札に際し、現行の施行令で定める要件に加え、県民の安全・安心な暮らしを支える事業者の育成や技術の継承に資すること等に関する要件を設定できるよう求める。</p> <p>【提案理由】</p> <p>本県では、「長野県の契約に関する条例」が平成26年4月1日から施行された。この条例の基本理念に基づき、今後、契約に関する具体の施策を検討し、多様化する社会的要請に基づく、一定の行政目的の実現を目指していくため。</p> <p>【代替措置】</p> <p>入札に際しての競争性を確保する必要があることから、新たに要件を設定する場合には、その要件に合致する者の総数等を把握する必要がある。</p>

04 総務省 構造改革特区第25次 検討要請

管理コード	040040	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	地域防災力向上のためのアマチュア無線局による災害時通信の弾力化	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1021010	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>地域防災力向上のため、アマチュア無線局のうち、災害対策基本法で定める市町村地域防災計画、市町村相互間地域防災計画又は地区防災計画の定めるところにより市町村災害対策本部長から委嘱を受けて防災活動（防災活動のための訓練を含む。）を行うものは、非常通信等とは別に、有線通信など他の電気通信システムによる通信が可能な場合であっても、当該防災活動に必要な限度で通信を行うことができるものとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>大規模災害発生に備え、市町村災害対策本部における情報連絡手段の多重化策として、アマチュア無線の活用を検討しております。現行規制では、アマチュア無線局が防災活動として行うことができる通信は、「非常通信」及び「人命の救助・・・に関し急を要する通信」に限られています。さらに、「有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるとき」や「他の電気通信システムによつては、当該通信の目的を達することが困難である場合」という前提条件が付されています。こうした現行規制のもと、東日本大震災におけるアマチュア無線の活用例として、避難所からの物資調達等の最新の情報、市内巡回による被災状況等、リアルタイムな情報の提供により、救護や救助活動が混乱なく円滑に行われたとの報告があります。アマチュア無線局は、高度で複雑なシステムを用いず、汎用性や拡張性を有しておりますので、有線通信を含む他のICTと相まって活用することが期待されます。さらに、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則（千九百七十九年ジュネーブ）においても「主管庁は、災害救助時にアマチュア局が準備できるよう、また通信の必要性を満たせるよう、必要な措置を取ることが奨励される。」（同規則）とされているところです。そこで、地域防災力の向上を図るため、現行規制を緩和し、市町村地域防災計画等においてアマチュア無線局等を活用した防災活動を定める場合に、市町村災害対策本部長の委嘱を受けたアマチュア無線局が、当該防災活動（防災活動の訓練を含む。）に必要な通信を、非常通信等によらずとも行えることを明確にしてください。</p>

04 総務省 構造改革特区第25次 検討要請

管理コード	040050	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	海外で技適相当の承認を受けたウェアラブル機器の自由な使用	都道府県	福井県	
		提案事項管理番号	1022010	
提案主体名	福井県			

制度の所管・関係府省庁	総務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容
<p>スマートグラスなどのウェアラブル機器（2.4GHz 帯の wi-fi および bluetooth 機器に限定する）が、海外で日本の技術基準適合証明相当の承認（例えば米国の FCC の承認等）を得ている場合、県内の一定地域（鯖江市小黒町の西山公園）内において、機器を使った研究・開発に対し、電波法における技術基準適合証明を免除して頂きたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>鯖江市西山公園を、ウェアラブル機器を活用した研究・開発のための実証実験の場とすることで、国内のウェアラブル機器の開発やソフト開発をより活性化させる。</p> <p>具体的には、海外で日本の技術基準適合証明（以下、適合証明）相当の承認（例えば米国の FCC の承認等）を得たウェアラブル機器（2.4GHz 帯の wi-fi および bluetooth 機器に限定する）について、公園内で、適合証明を受けずに自由に使うことが出来るものとする。</p> <p>提案理由：</p> <p>google glass などに代表されるウェアラブル（身に着けることのできる）機器を国内で使用する場合、海外で日本の適合証明相当の承認があった場合でも、電波法による適合証明が必要である。開発者が、実証実験のためにそのような機器を使用する場合も技適が必要となり、国内で使用可能になるまでには時間や費用がかかるため、機器や機器用ソフトのスピーディーな開発のネックとなっている。</p> <p>一方、福井県鯖江市は、全国の眼鏡の 95 パーセントを生産する産地あり、近年では、全国に先駆けて行政情報の公開（オープンデータ）を進めるなど、IT のまちづくりを目指している。また、鯖江市小黒町の西山公園は、鯖江市のほぼ中央に位置し、面積約 56ha の自然豊かな公園である。</p> <p>福井県は、平成 26 年度より、「ふくい e-オフィスプロジェクト」として、県外の IT 企業を誘致し、地場産業との連携を図っていく。本提案により、西山公園をウェアラブル機器の実証実験の場とすることで、開発者による機器や機器用ソフトのスピーディーな開発を促し、地場産業との連携による新しい産業振興を図っていきたい。</p>